

平成30年度



社会福祉法人
新宿区社会福祉協議会

二次募集!

備品購入

区内施設・団体のための

施設整備助成金

申請締切

11/20

備品の買い替えや施設の修繕に活用ください!



申請団体
募集のお知らせ



【「備品整備・施設整備(株)日本財託助成金」とは】

標記企業からの寄附金を原資とし、新宿区内の福祉施設・団体における備品整備・施設整備等の経費を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的としています。

【対象となる福祉施設・団体】 ★今年度、本助成金の交付を受けていない団体が対象です。

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること
- (3) 区内に所在する施設・団体であること（法人格の有無は問いません）
- (4) 新宿区社会福祉協議会の会費会員であること
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと
- (6) 過去に助成金の交付を受けた団体の場合、遅滞なく実績報告されていること

詳しくは HP

<http://www.shinjuku-shakyo.jp/> を
ご覧ください。



【対象事業・助成限度額】 ★1万円以上の備品・施設整備が対象です

- ▼備品購入・備品修繕（上限 20 万円）《平成31年1月1日～2月28日までの事業》
 - ▼施設整備・施設改修（上限 50 万円）《平成31年1月1日～2月28日までの事業》
- ※助成対象、対象事業等の詳細については、助成金交付要綱をご確認ください。

【申込み方法】

事前連絡の上、申請書等を10月22日(月)～11月20日(火)までに下記までご持参ください。交付につきましては、助成金選考委員会による審査があります。交付決定は12月末の予定です。詳細はお問合せください。

【問合せ・申込先】

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会

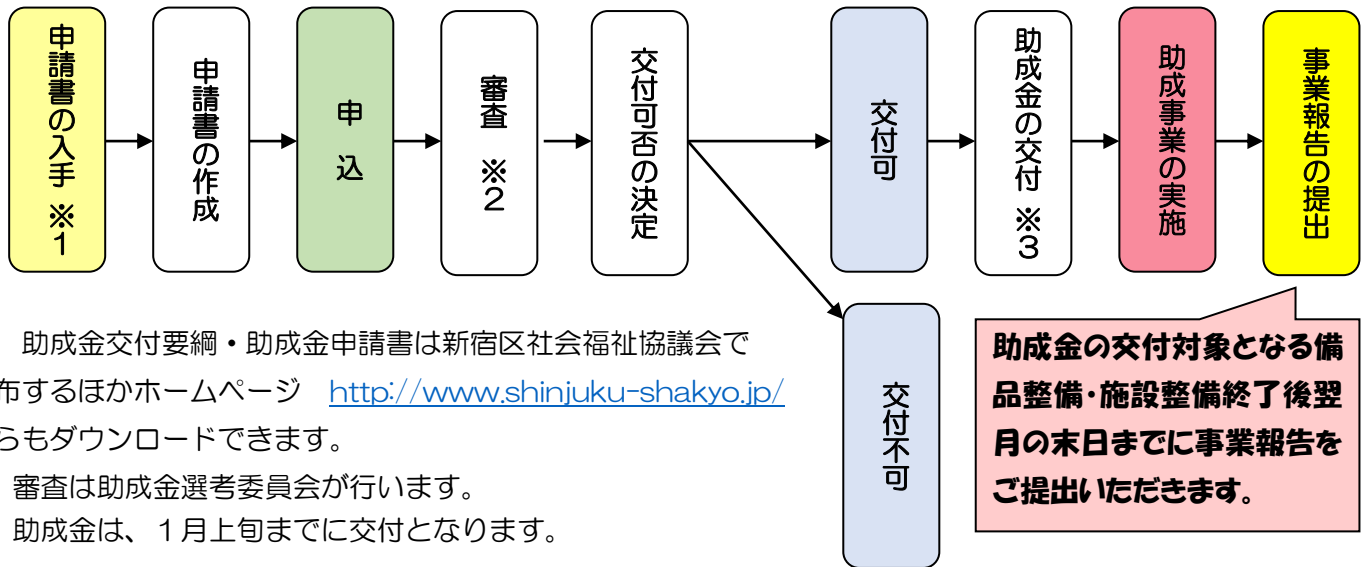
法人経営課 助成金担当 電話：03-5273-2941 FAX：03-5273-3082



【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 定款・会則または設立趣意書
- (3) 役員名簿または会員名簿
- (4) 団体の本年度収支予算書および事業計画書
- (5) 団体の前年度収支決算書および事業報告書
- (6) 経費見積書類(2社以上)および説明資料
- (7) 改修・修理等の場合は図面、写真等
- (8) その他申請団体の概要がわかる資料

【手続きの流れ】



※1 助成金交付要綱・助成金申請書は新宿区社会福祉協議会で配布するほかホームページ <http://www.shinjuku-shakyo.jp/>からもダウンロードできます。

※2 審査は助成金選考委員会が行います。

※3 助成金は、1月上旬までに交付となります。

申請前にこれら3つの点をご確認ください。

① 必要なものは何ですか？ それはいくらのものでしょうか？

→ 備品整備・施設整備ともに申請金額の根拠となる見積書(2社以上)を必ず準備・添付してください。

② それはなぜ必要なものなのですか？ 何の役に立つものですか？

→ その備品を買うことや施設を整備する必要性、得られる効果を具体的に記入ください。

③ それをどこに保管しておきますか？

→ 備品を購入する場合は、購入後の管理方法・団体が解散した場合どうするのかも記入ください。

二次募集 スケジュール

受付期間 平成30年10月22日(月)～11月20日(火)

(土・日・祝日を除く、9時～17時)

審査委員会 平成30年12月中旬

交付 平成31年1月初旬

事業実施 平成31年1月～2月28日(備品、施設整備)

報告 平成31年3月31日まで(備品、施設整備)

